

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、振興センター長の欠席届けがございました。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和元年只見町議会7月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、鈴木征君、4番、目黒道人君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 行政諸報告を申し上げます。

一つでございます。平成27年（ワ）第3号損害賠償請求事件についてであります。

本件については、令和元年7月18日福島地方裁判所会津若松支部において、原告らは本件請求をいずれも放棄すること、原告らと被告只見町との間に何らの債権債務のないことを

相互に確認することを骨子とした和解が成立をいたしました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第49号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第49号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更するというものであります。

一つとして、契約の目的は旧役場庁舎の解体工事であります。二つ目でありますが、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字檜戸字日本柳1437-1、永洸建設株式会社代表取締役、美馬典昭であります。三として、変更内容でありますが、（1）請負金額であります。変更前。これは平成31年1月29日の只見町議会1月会議でご議決をいただいた金額であります。9,644万4,000円でありました。変更後であります。1億6万9,560円。362万5,560円の増額の変更をお願いするものであります。

まずあの、今回の変更でありますが、相手方でありました。これにつきましては、1月にご議決をいただいた折には美馬建設株式会社でありました。その後でありますが、平成31年3月1日に法人の商号変更がございまして、永洸建設株式会社となっております。

変更の内容の主なものを申し上げます。これはあの、契約議決の折にもご指摘をいただきましたアスベストの採取・収集・分析等の追加であります。当初、目視によるアスベスト調査、想定をしておりました。その後、アスベストを含有する材料がないかどうか、今申し上げました目視調査を行った後に、含有が疑われる5検体。これにつきまして採取・収集。そして定量分析をしたものであります。5検体、調査をしまして、2検体からアスベストの含有が認められました。これによりましてアスベストの解体。そして処分料を追加をさせて

いただいたものであります。

今回出ましたアスベスト、レベル3ということで、一番こう、程度の軽いといいますが、飛散の危険が少ない、飛散の可能性が少ないというレベルではありました。出た内容であります、Pタイル。そして、天井材で一部出たということでもあります。処分につきましては、防具服、マスク等でアスベストの付着を防止しまして、専用の袋等々で処分場に搬出をして処分をしたということでもあります。これが今回の変更の一番大きな内容であります。そのほか、2・3点あります。残置物品。いわゆる庁舎内にありました廃棄物処分を行うような物品。これにつきまして追加をさせていただいております。当初の目論見ですと、概ね、金額で100万円を超えるほどの処分費、想定はされましたが、その後、契約以後も現場着工まで、職員等々による搬出を行いまして、概ね60万円ほど、6割程度まで抑えたということでありまして、その分の追加をお願いをするというものであります。あとはあの、今回、工事の施工にあたりましては、連休にかかる、大型連休にかかるということもありまして、県道側の安全管理。これを工程会議の中で安全管理必要だということになりまして、誘導員等の追加を行ったもの。あとはあの、解体ですので掘り返します。そういったところに土砂の積み込み、搬入を行って埋戻しをするということになりますが、その分の土量の運搬費。これを変更、追加をさせていただいたものであります。

以上のような変更の内容でありまして、今般、362万5,560円の増額をお願いをするものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第50号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものでございます。一として、契約の目的でございます。河川改修工事、八木沢沢川でございます。二つ、契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。三つ、契約金額であります。5,119万2,000円でございます。四つ、契約の相手方でございますが、南会津郡只見町大字只見字新町2192番地1、川合車輛、川合文祥でございます。

本工事の概要であります。八木沢五礼地内の普通河川でございます八木沢沢川の国道部分から下流、只見川に向かっての下流の一部改修が必要な区間、延長83メートルでございます。そこについて、護岸の補修、積みブロックによる補修。また、河床については根固めブロック等を施工し改修を行うものでございます。

次に、入札結果についてでございますが、配付いたしました資料をご覧いただきたいとい

うふうに思います。左上に入札日時ございます。入札日につきましては7月12日でございます。指名業者は記載の6者によるものでございます。本入札結果によりまして、川合車輛と仮契約を締結しまして本議案、議決をもって本契約とさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第50号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の
例外規定適用につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、同意第5号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第5号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、只見町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

併せまして、同法第8条第5項ただし書きに定める認定農業者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等としたいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、氏名、生年月日、備考の順に氏名を申し上げます。只見町大字只見字原676番地の1、小沼一弘、昭和26年10月28日生まれ、利害関係を有しない者でございます。只見町大字蒲生字上蒲生1456番地の3、三瓶新一郎、昭和25年7月5日生まれです。只見町大字叶津字入叶津28番地、佐藤泉太、昭和36年4月13日生まれ、認定農業者であります。只見町大字小川字下村69番地、渡部周一郎、昭和24年12月21日生まれ。只見町大字福井字前田表341番地、吉津紘二、昭和60年9月1日生まれ、認定農業者です。只見町大字福井字後田3番地、渡部理一、昭和23年9月27日生まれ。只見町大字亀岡字山崎574番地の1、齋藤聡、昭和48年11月6日生まれ、認定農業者であります。只見町大字大倉字中地1786番地の1、飯塚春夫、昭和24年3月2日生まれ。只見町大字布沢字仲平877番地、湯田次雄、昭和26年5月11日生まれ。只見町大字塩ノ岐字下八乙女446番地、星和榮、昭和33年1月2日生まれ、認定農業者であります。只見町大字梁取字沖1141番地の1、山内征久、昭和46年6月13日生まれ、認定農業者であります。

以上であります。

ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

また、この採決は起立の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立によって行います。

同意第5号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを原案のとおり可決するに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、請願元-9 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書を議題といたします。

経済文教委員長の審査報告を求めます。

経済文教委員長、大塚純一郎君。

5番、大塚純一郎君。

[経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇]

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会の審査報告を本委員会に付託された下記案件の審査経過並びについて結果について報告をいたします。

（1）審査事件、請願元-9 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書。福島県教職員組合南会津支部、支部長、渡部秀和。（2）審査経過、本事件は、令和元年6月第2回会議において付託を受け、令和元年6月11日、6月20日の委員会で審査をいたしました。（3）審査結果、採択であります。（4）理由、本件は、教職員の長時間過密労働の解消に向けた請願であり、調査の結果、県、町の教育現場でも教職員定数や、少人数学級編成の見直しが必要と認識し、採択すべきものとなりました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願元－9は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、請願元－10 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

経済文教委員長の審査報告を求めます。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 審査事件、請願元－10 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書。福島県教職員組合、中央執行委員長、角田政志。（2）審査経過、本事件は、令和元年6月第2回会議において付託を受け、令和元年6月11日、6月20日の委員会で審査をいたしました。（3）審査結果、採択であります。（4）理由、本件は、令和2年度及び復興・創生期間後においても、被災児童生徒就学支援等事業の継続を求める意見書の提出を求める請願であり、現在も避難生活を送っている子どもたちがいる状況からも、就学支援事業の継続は必要と判断し、採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願元－10は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める請願書

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、請願元－11 ふくしま学力調査中止の意見書提出を求める請願書を議題とします。

経済文教委員長の審査報告を求めます。

経済文教委員長、大塚純一郎君。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 請願元－11 ふくしま学力調査中止の意見書提出を求める請願書。福島県教職員組合南会津支部、支部長、渡部秀和。（2）審査経過、本事件は、令和元年6月第2回会議において付託を受け、令和元年6月11日、6月20日の委員会で審査をいたしました。（3）審査結果、不採択であります。（4）理由、本件は、ふくしま学力調査の実施により、教育現場において様々な混乱が生じているため学力調査の中止を求める意見書の提出を求める請願でありましたが、調査の結果、請願書の内容の事実確認ができなかったこと、本町では有意義に活用していることなどから、中止の必要はないと判断し、不採択にすべきものとしたものであります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今の不採択の理由のところの、2行目の終わりのほうからの、調査の結果、請願書の内容の事実確認ができなかった。本町では有意義に活用しているという部分について、もう少し詳しく、調査中身について教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 今の質問でございますが、ここに理由として書いてあります。請願書をいただきまして、慎重に審査をいたしました。教育委員会等々での説明。それから調査をした結果、ここに書いてありますとおり、請願書の内容の事実確認。これができないということと、あとは、まあ、教育委員会の説明の中で、本町では本当に有意義に活用しているということを確認できましたので、委員会としては不採択としたわけでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり不採決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（山岸国夫君） 私はこの請願の紹介議員になっております。で、私は何故この紹介議員になったかという点については、やっぱり全国的なこの学力調査の下、そして福島県もこの学力調査が独自に行われておるわけですけれども、これは生徒と生徒、両方の側面から、やっぱり見ていく必要があると思います。やっぱり先生側からすれば、競争原理の下に置かれて、いかにこの点数を多くとるか。そのための施策で、かなり先生の負担になっているということも伺っております。また、生徒のほうからしましても、やっぱり学力テスト変調の学校運営といいますか、そういう点では弊害も出ているところも全国的には出ております。大きくはこの二つが、私は問題と思って、この請願の紹介議員になりました。只見町では、調査の結果では、有意義に活用しているということでもありますけれども、しかし、今後のこの学力テストの運用の中で不安が大きく私は残っております。やはり、そういう、やっぱり払拭できない面からも、やっぱり私は採択すべきと思ってますので、この不採択については反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、意見。

それではあの、これについては決を採りたいと思いますので、委員長は自席にお戻りください。

それでは、これから、ふくしま学力調査中止の意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

ふくしま学力調査中止の意見書提出を求める請願書を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ここでお諮りをしたいと思います。

経済文教常任委員長より、発委第4号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）、続いて、発委第5号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として審議したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号、発委第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、発委第4号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

経済文教委員長、大塚純一郎君。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 発委第4号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）。本年1月25日、中央教育審議会は、総会を開催し、新しい時代の教育に向けた学校指導…

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） では、省略させます。

これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第4号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、発委第5号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

経済文教委員長、大塚純一郎君。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 発委第5号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）でございます。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から8年が経過いたしました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

〔ありません〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔ありません〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発意第5号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前10時36分）